

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

若狭町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

若狭町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地 若狭町役場 総務課 TEL 0770-45-9109 FAX 0770-45-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地 若狭町役場 税務住民課 TEL 0770-45-9101 FAX 0770-45-9107

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務住民課長 橋本 清考	税務住民課長	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	IV リスク対策	－	新規項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は 何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条	事後	番号利用法の改正に伴う法令 の号ズレ